

平成 29 年度 第 1 回 今治市子ども・子育て会議
施設選定部会

平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午後 4 時～
今治市民会館 中会議室 2 号

【会 次 第】

- 1 健康福祉部長挨拶
- 2 平成 29 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業募集要領について (資料 1)
- 3 平成 29 年度病児保育施設整備助成事業募集要領について
(資料 2)
- 4 質疑応答

平成29年度幼保連携型認定こども園整備助成事業 募集要領

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

今治市（以下「市」という。）における教育保育提供体制の計画的な整備を目的に、今治市保育所等整備事業費補助金を受けて、幼保連携型認定こども園を整備しようとする補助対象事業者を募集するもの。

(2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象事業	対象地域	選定施設数
幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の利用定員が100名程度）を整備し、平成32年4月1日までに認可を受け開設できる見込みの施設	学校法人 社会福祉法人	幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園機能部分および保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等の整備を行なう予定の事業	南中 学 校 区 域	1施設

(3) 市からの補助金

今治市保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成28年今治市要綱）（以下「市補助要綱」という。）の規定に基づき、施設整備費の一部を補助する。

ただし、土地の買収、整地に関する費用、職員の宿舎に関する費用は、補助対象外とする。

(4) 施設設置基準

「愛媛県幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月17日愛媛県条例第45号）のほか、幼保連携型認定こども園の設置に関する法令等に適合していること。

2 応募の要件

(1) 応募事業者および定員に関する要件

ア 現に市内で認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人、社会福祉法人であること。

イ 平成32年4月1日までに幼保連携型認定こども園の認可を受ける見込みがあること。

ウ 利用定員を設定する際には、2号・3号認定の利用定員100名程度を設定すること。

(2) 建設予定用地に関する要件

建設予定用地については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、建設を予定している用地について、後述「3 応募の手続等」(2)事業計画書の提出期限までに取得をしていない場合であっても応募できるものとする。

ア 抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、またはその権利の抹消が確実であると見込まれること（ただし、福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団からの借入れする場合を除く）。

イ 都市計画法、農振法、農地法、その他土地に係る法的規制について、適正に許可等を受けていること、または受ける見込があること。

(3) 建築等に関する要件

ア この事業により施設整備を行なうまでに、建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等と協議を行い、当該計画の実現性を確認すること。

イ この事業により施設整備を行なう際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、本事業において取壊し等の財産処分を行なう計画がある場合には、平成20年7月30日付け20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等について、適正に処理すること。

ウ この事業により施設整備を行なう際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、本事業において取壊し等の財産処分を行なう計画がある場合には、平成20年4月17日付け雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等について、適正に処理すること。

3 応募の手続等

(1) 事前申し込み（事前申込書の提出）

本事業に応募しようとするときは、次の申込期間中に関係書類を添えて『事前申込書』（1部）を提出すること。

ア 申込受付期間

受付期間：平成29年7月24日（月）から平成29年8月25日（金）まで

※ 土、日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に、今治市健康福祉部保育課企画係（市役所第1別館4階）に提出すること。

イ 提出書類

(ア) 別紙「平成29年度幼保連携型認定こども園整備事業募集要領 【提出書類一覧表】」のうち、事前申込に関する書類を提出すること。

(イ) 正本（原本）1部を提出すること。

ウ 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ必ず持参すること。
(郵送およびFAXによるものは受け付けません。)

(2) 事業計画書の提出

事前申込書を提出した事業者で、本事業の審査を受けようとするときは、次の期限までに関係書類を添えて「事業計画書」を提出すること。

ア 提出期間

受付期間：平成29年8月28日（月）から平成29年10月20日（金）まで

※ 受付時間、提出場所は事前申込書の提出と同じ。

イ 提出書類

(ア) 別紙「平成29年度幼保連携型認定こども園整備事業募集要領 【提出書類一覧表】」のうち、事業計画に関する書類を提出すること。

(イ) 正本（原本）1部および副本（正本の写し）5部を提出すること。

ウ 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ必ず持参すること。
(郵送およびFAXによるものは受け付けません。)

※1 提出書類は、左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで構わない。）、目次および項目ごとにインデックスを付けること。

※2 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則A4版で提出すること。ただし、図面についてはA3版とし、A4サイズに折り込んで提出すること。

※3 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には、原本証明すること。

4 審査

- (1) 応募事業者から提出された計画について「今治市子ども子育て会議施設選定部会」においてヒアリング等により審査し、補助対象候補者として整備法人の決定を行なう。
- (2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募事業者には文書で通知を行なう。
- (3) 審査の結果により、事業計画提案について適当でないと判断した場合は、整備法人の決定を行なわない。
- (4) 整備法人として決定された後においても、本要領に定める要件の達成度合および事業計画の進捗状況についての審査または確認（次号以降において「モニタリング」という。）を定期または随時に行なう。
- (5) モニタリングの結果、整備法人として適当でない、または平成32年4月1日開設が困難であると見込まれる場合は、当該決定を取り消す場合がある。

5 募集要領等に関する質問および回答

本募集要領等の内容に関する質問および回答は、原則として次のとおりとする。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書（別紙様式1）を保育課企画係宛にFAXまたは電子メールにて提出すること。その際、担当者氏名等を漏れなく記載するとともに保育課に電話連絡をすること。回答書は後日送付する。

(2) 質問の受付期間

受付期間：平成29年7月24日（月）から平成29年10月16日（月）まで

※ 受付時間、提出場所は事前申込書の提出と同じ。

(3) 質問の受付方法

原則、質問は電子メール、またはFAXの場合のみ受け付ける。

電子メールアドレス hoiku@imabari-city.jp
FAX番号 0898-34-1145

(4) 質問および回答の公開

質問の内容により応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募事業者全員に通知する。

6 無効、失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 「今治市子ども子育て会議施設選定部会」によるヒアリングに出席しない場合
- (5) 整備法人決定後、事業主体となる法人の変更が生じた場合
- (6) 整備法人決定後、事業計画に大幅な変更が生じた結果、事業の目的達成が困難である場合
- (7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合
- (8) 整備法人決定後、建設に係る開発・建築規制、その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) その他不正行為等があった場合

7 応募および整備法人決定にあたっての留意事項

- (1) 本事業にかかる今治市一般会計予算が成立しない場合は、整備法人の決定は無効とする。
- (2) 応募件数は1法人につき1施設（園）とする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替えおよび再提出は、原則として認めない。
- (5) 「今治市子ども子育て会議施設選定部会」において必要とされた場合、追加資料の提出を求め、またはヒアリングを行なうことがある。
- (6) 提出された書類の返却は行なわない。また、今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）に基づき公開する場合がある。
- (7) 整備法人決定後、モニタリングが必要な事項の達成に努め、逐次市に報告を行なうこと。また、市から指示があったときは、それに従いモニタリング実施のために必要な資料を作成すること。

- (8) 整備法人決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後）、市の補助金交付決定を経たうえで、市が行なう公共工事に準じた競争入札を実施した後に締結すること。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本事業に係る市の予算成立後、市の交付決定を受けるまでは行なうことが出来ないものとする。
- (9) 同一の者が複数の法人の代表者を兼ねている場合は、1法人のみの応募とする。
- (10) 事前申込書または事業計画書を提出した後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届（別紙様式2）を提出すること。
- (11) 資金計画における市からの補助金額は、本事業において計画する補助金額を担保するものではなく、また、実際に市が交付決定する金額は、市補助要綱で定める国の補助対象事業に係る交付金額により増減する。
- (12) 整備法人決定後、無効となる事由等により当該決定を取り消された場合において、当該取消しにより生じた損失については、市はその責任を負わないものとする。
- (13) 市補助要綱に規定する国の補助対象事業とならなかった場合において、事業化されなかったために生じた損失については、市はその責任を一切負わないものとする。

8 地域住民への説明

- (1) 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるため、建設等工事实施について工事予定地の隣接者、町内会、土地改良区等から事前に了承を得るよう努めること。
- (2) 工事予定地の隣接者（道路や水路を隔てた地権者を含む公図上の土地地権者）およびその他の工事予定地の地域住民（町内会・土地改良区等）については工事内容等について説明を行ない、その説明経過の報告書と同意を受けた場合にはその同意書を提出すること。
- (3) 地域住民等への説明は、「今治市の幼保連携型認定こども園整備助成事業に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、応募して整備法人として選定されなければ事業化されない。」という前提をよく説明し、誤解のないよう十分注意して行なうこと。
- (4) 地域住民等への説明は、了承を形式的に求めるのではなく、施設建設や事業が円滑に実施できるように、地域住民等の理解と協力が得られる状態であることが重要であるため、十分な配慮を行なうこと。

9 日程

募集および選定のスケジュールは次のとおりとする。

平成29年7月21日（金）	説明会の開催
平成29年7月24日（月）から 平成29年8月25日（金）	事前申込書の提出期間
平成29年8月28日（月）から 平成29年10月20日（金）	事業計画書の提出期間
平成29年11月中（予定）	今治市子ども子育て会議施設選定部会でプレゼンテーションおよびヒアリングの実施・選定
平成29年11月中（予定）	事業者の決定・通知・公表

10 問合せ先

今治市健康福祉部 保育課 企画係
 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
 電話：0898-36-1524
 FAX：0898-34-1145
 e-Mail：hoiku@imabari-city.jp

平成 29 年度病児保育施設整備助成事業募集要領

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、今治市病児保育施設整備等事業費補助金を受けて、病児保育施設の新築等を実施しようとする補助対象事業者を募集するもの。

(2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象地域	選定施設数
児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業で、 <u>病児対応型</u> を実施する施設	市内で病院、診療所を 経営する者	市内全域	2 施設

(3) 市からの補助金

今治市病児保育施設整備等事業費補助金交付要綱（平成28年今治市要綱）の規定に基づき、施設整備費の一部を補助する。

ただし、土地の買収、整地に関する費用、外構整備に要する費用は、補助対象外とする。

(4) 施設設置基準

平成 27 年 7 月 17 日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」等に適合していること。

2 応募要件

(1) 応募事業者に関する要件

ア 現に市内で病院、診療所を経営している者であること。

イ 平成 31 年 4 月 1 日から病児保育事業を実施する予定であること。

(2) 建設予定用地に関する要件

ア 都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。なお、その内容は、【様式 4】に詳細に記入すること。

イ 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。
または、その権利の抹消が確実であること。【別敷地で施設整備する場合に限る
(自己所有済み除く)。】

ウ 建設用地が貸与の場合、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権の設定
登記を行なうこと。【別敷地で施設整備する場合に限る(自己所有済み除く)。】

別敷地で施設整備する場合で、土地を今後、売買(賃借)により取得する場合、
応募の段階では契約を有していなくても、売買(賃借)が確実であることが証明で
きればよい。その場合、公募で選定されなかった場合は契約が無効である旨を明記
した「土地売買(賃貸借)確約書」等を添付すること。

(3) 建築等に関する要件

建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等に事前
相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式
4】に詳細に記入すること。

3 応募の手続等

(1) 事前申し込み(事前申込書の提出)

本事業に応募しようとするときは、次の申込期間中に関係書類を添えて『事前
申込書』(1部)を提出すること。

ア 申込受付期間等

受付期間：平成29年7月24日(月)から平成29年8月25日(金)まで

※ 土、日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休
日を除く執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に、今治市健康
福祉部保育課給付係(市役所第一別館4階)に提出すること。

イ 提出書類

- (ア) 事前申込書【様式1】
- (イ) 用地総括表(事前申込用)【様式2】
- (ウ) 位置図(様式2に添付)
- (エ) 関係機関との協議状況書【様式4】

※正本(原本)1部を提出すること。

ウ 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ必ず持参すること。
(郵送およびFAXによるものは受け付けません。)

(2) 事業計画書の提出

事前申込書を提出した事業者で、本事業の審査を受けようとするときは、次の期限までに関係書類を添えて『事業計画書』を提出すること。

ア 提出期間等

受付期間：平成29年8月28日（月）から平成29年10月20日（金）まで

※受付時間、提出場所は事前申込書の提出と同じ。

イ 提出書類等

(ア) 別紙「病児保育施設整備事業計画書 提出書類一覧表」のとおり。

(イ) 正本（原本）1部および副本（正本の写し）5部提出すること。

ウ 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ必ず持参すること。

（郵送およびFAXによるものは受け付けません。）

※1 提出書類は、左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで構わない。）、目次および項目ごとにインデックスを付けること。

※2 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。ただし、図面についてはA3版とし、A4サイズに折り込んで提出すること。

※3 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には、原本証明すること。

4 審査

(1) 応募事業者から提出された計画のについて、「今治市子ども子育て会議施設選定部会」においてヒアリング等により審査し、補助対象候補者として整備事業者の決定を行なう。

(2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知を行なう。

(3) 審査の結果により、事業計画提案について適当でないと判断した場合は、整備事業者の決定を行わない。

5 募集要領等に関する質問および回答

本募集要領等の内容に関する質問および回答は、原則として次のとおりとする。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書（別紙1）を保育課給付係宛にFAXまたは電子メールに

て提出すること。その際、担当者氏名等をもれなく記載するとともに保育課に電話連絡をすること。回答書は後日送付する。

(2) 質問受付期間

受付期間：平成29年7月24日（月）～平成29年10月16日（月）まで

※受付時間、提出場所は事前申込書の提出と同じ。

(3) 質問の受付方法

原則、質問は電子メール、またはFAXの場合のみ受け付ける。

※電子メールアドレス hoiku@imabari-city.jp

※FAX番号 0898-34-1145

(4) 質問および回答の公開

質問の内容により応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募事業者全員に通知する。

6 無効、失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 「今治市子ども子育て会議施設選定部会」によるヒアリングに出席しない場合
- (5) 整備事業者決定後、事業主体となる事業者の変更が生じた場合
- (6) 整備事業者決定後、整備計画に大幅な変更が生じた結果、事業の目的達成が困難である場合
- (7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合
- (8) 整備事業者決定後、建設に係る開発・建築規制、その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) その他不正行為等があった場合

7 応募および整備事業者決定にあたっての留意事項

- (1) 本事業にかかる今治市一般会計予算が成立しない場合は、整備事業者の決定は無効とする。
- (2) 応募件数は1事業者につき1施設とする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替えおよび再提出は、原則として認めない。
- (5) 「今治市子ども子育て会議施設選定部会」において必要とされた場合、追加資料の提出を求め、またはヒアリングを行なうことがある。

- (6) 提出された書類の返却は行なわないものとする。また、今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）に基づき公開する場合がある。
- (7) 整備事業者決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後、新たに法人を設立する場合は、法人認可された後。）、市の補助金交付決定を経たうえで、市が行なう公共工事に準じた競争入札を実施した後に締結することとなる。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本事業に係る市の予算成立後、市の交付決定を受けるまでは行なうことが出来ないものとする。
- (8) 応募に当たっては、提案する整備計画が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出すること。
- (9) 同一の者が複数の法人の代表者を兼ねている場合は、1法人のみの応募とする。
- (10) 事前申込書または事業計画書提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届（別紙2）を提出すること。
- (11) 資金計画における市からの補助金額は、本事業において計画する補助金額を担保するものではなく、また、実際に市が交付決定する金額は、市補助要綱で定める国の補助対象事業に係る交付金額により増減する。
- (12) 整備事業者として決定後、無効となる事由等により当該決定を取り消された場合において、当該取り消しにより生じた損失については、市はその責任を負わないものとする。
- (13) 市補助要綱に規定する国の補助対象事業とならなかった場合において、事業化されないために生じた損失については、市はその責任を負わないものとする。

8 日程

募集および選定のスケジュールは次のとおりとする。

平成29年7月24日(月)から 平成29年8月25日(金)	事前申込書の提出期間
平成29年8月28日(月)から 平成29年10月20日(金)	事業計画書の提出期間
平成29年11月中(予定)	今治市子ども子育て会議施設選定部会でプレゼンテーションの実施・選定（必要に応じヒアリングを実施）
平成29年11月中(予定)	事業者の決定・通知・公表

担当課

今治市健康福祉部 保育課 給付係
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電話：0898-36-1524
FAX：0898-34-1145
e-Mail：hoiku@imabari-city.jp